

第3号様式（第7条第2項関係）

千葉市指令 第 号  
年 月 日

狭あい道路拡幅整備助成金等  
交付審査結果通知書

様

千葉市長



年 月 日付で申請のあった、狭あい道路拡幅整備助成金等交付申請書を  
審査した結果、助成金等を交付しないことと決定したので規則第4条第3項及び千葉  
市狭あい道路拡幅整備助成金等交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

後退用地等

の地名地番

千葉市 区

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

受 付 番 号	
---------	--